



もう12月ですね。来年の干支は何でしょう？

この冬は暖冬と予想されていますが、これから本格的な冬に入ります
ご自分のお体を大事に、風邪をひかないよう、元気に過ごしていきましょう



いざという時のために知って安心 **成年後見制度** (せいねんこうけんせいど)

認知症になったら、
財産管理はどうしよう



自分が亡くなった後、
障害のある子どもの生活
が心配



通帳や年金証書、
どこにしまったか忘れてしまう



ひとりで選んだり、
決めることに不安がある



よくわからないまま、
契約して買ってしまう



父が亡くなり
認知症の母のみ。
母の財産管理が
心配



成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方々の
財産と権利を守り、その方の援助者を選び、支援する制度です。

後見制度

法定後見

すでに判断能力が不十分な人

その方の能力に応じ補助、保佐、後見のいずれかの代理人を選定し、支援をします。

任意後見

将来に備えたい人

判断能力があるうちに、将来後見人としてお願いする人を自分で決めておきます。

詳しくはお気軽にあんしんセンターへお問合せください

あなたのくらしのあんしんのために

日常生活自立支援事業 (にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう)

家やアパート、グループホームやケアホームなどで生活している人で
下記のようなことで困っている方が対象です。

制度の趣旨や内容をご本人が理解し、承諾できる方が利用できます。



どんなことをしてくれるのか？

「生活支援員」という方が、生活とお金を守り支援してくれます。

- ① 年金等が入るまで、きちんと生活できるようお金の上手な使い方を教えてくれます
- ② 役所へ出す書類の書き方、家賃などの支払い方法を教えてくれます
- ③ どんな福祉サービスが使えるのか、使う時の手続きなども教えてくれます
- ④ 通帳などを安全に預かってくれます

この事業は社会福祉協議会が運営しています。

お問い合わせは、あんしんセンターまたはお近くの社会福祉協議会へ

～高齢者や障害のある方々が、住み慣れた地域で安心して生活できますように～

参考文献：権利擁護センターぱあとなあ群馬資料、リーガルサポートホームページ
全国社会福祉協議会『日常生活自立支援事業』パンフレット

高齢者あんしんセンターみどの新町

高崎市新町3053-5 0274-42-0200

(平日8:30~17:15) 小野寺・齋藤・宮崎

